

相馬市立中村第一中学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 いじめの定義及び基本的な理念

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、重大な人権侵害であり、人間として恥ずかしい行為であり、絶対あってはならないことという認識のもとに、「いじめ防止対策推進法」に乗っ取り本校のいじめ防止基本方針を定める。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる
- わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 等

2 いじめ防止のための組織

(1) 名称及び構成員

① 校内いじめ対策委員会

- 校長、教頭、生活指導主事、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

② 校外いじめ防止対策協議会

- 校内構成員 PTA会長 健全育成委員長 外部関係者

(2) 役割

- ① いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの対応
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤ 年間計画の企画と実施
- ⑥ 年間計画進捗のチェック
- ⑦ 各取組みの有効性のチェック
- ⑧ いじめ防止基本方針の見直し

3 いじめ相談の窓口

(1) 校内における相談窓口

- ① 生徒が相談しやすいと思われる担任を含む学年の先生方や養護教諭等
- ② 直接来校する場合や電話での相談の場合
 - 直接来校する場合は、養護教諭（保健室）を相談窓口とする。
 - 電話での相談については、0244-35-2237（中村一中）とする。
- ③ いじめアンケート（毎月末）

(2) 校外における相談窓口

- ① 全国どこからでも24時間対応 なやみいおう
 - ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- ② 子どものためのいじめ24時間相談電話
 - ・福島いじめSOS24 0120-916-024
- ③ いじめ問題や不登校、体罰などの教育相談電話
 - ・ダイヤルSOS 0120-453-141（月～金 10:00～17:00）

3 年間計画（全学年）

月	アンケート等	学校	生徒会
4	いじめアンケート	校内いじめ対策委員会① PTAへの基本方針周知	SNS使用上のルール策定
5	いじめアンケート	いじめ根絶作文作成 教育相談	生徒会総会（いじめ根絶宣言）
6	いじめアンケート	校内いじめ対策委員会②	全校集会
7	いじめアンケート いじめのサイン発見シート	教育懇談（3年生）	
9	いじめアンケート	校内いじめ対策委員会③	
10	いじめアンケート		生徒会総会（いじめ根絶宣言）
11	いじめアンケート	教育相談	全校集会
12	いじめアンケート いじめのサイン発見シート	校内いじめ対策委員会④ 教育相談	
1	いじめアンケート		
2	いじめアンケート いじめのサイン発見シート	校内いじめ対策委員会⑤	

※学校・生徒会の取組は年度ごとに企画・運営するものとする。

4 取組み状況の把握と検証（PDCA）

校内いじめ対策委員会は、生徒指導全体協議会開催に合わせ、年5回の会議を開催し、取組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。

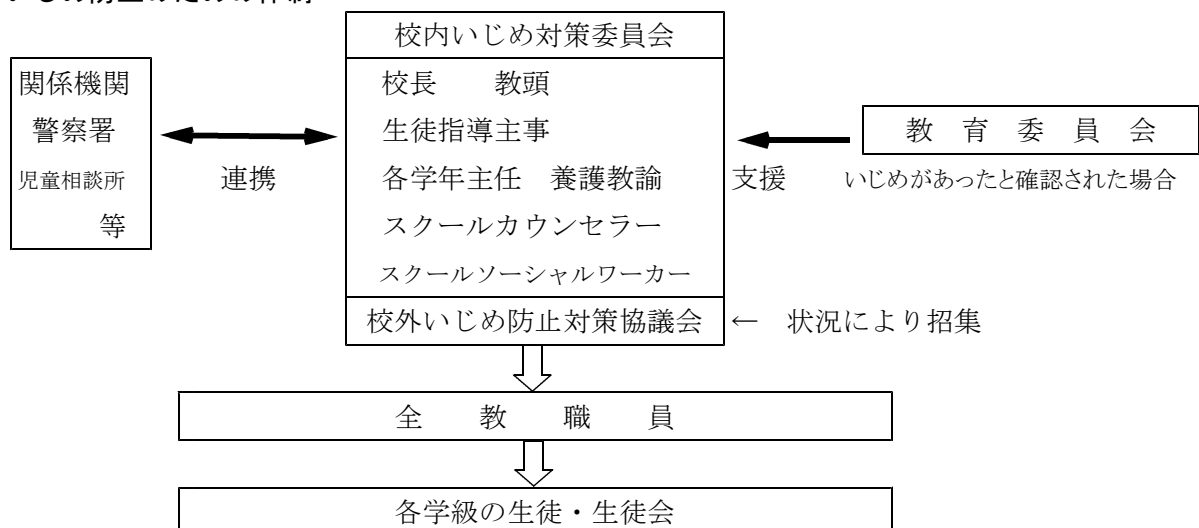
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であると考え、以下の内容をによっていじめの未然防止が達成できると認識して取り組む。

- 「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持って取り組む。
- 生徒それぞれが自分と他者が互いに「生かされている」ということを知り、互いの違いを認めながら共に生きることを大切にする「共生」につながっていることを理解できるようにする。

2 いじめ防止のための体制



3 いじめ防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての基本的な認識を持つよう、教職員及び生徒間で共通理解を図る。
 - ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
 - ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
 - ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
 - ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
 - ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
 - ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
 - ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
 - ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (2) いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ① 自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図ることのできる能力を育てる。
 - ② 教職員が生徒に愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。
 - ③ 生徒に自己存在感や充実感を与えることができるよう、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていく。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえた指導上の注意点
 - ① 教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解する。
 - ② 教職員の温かい声かけが、「認められた」ことへの自己肯定感につながり、生徒達を大きく変化させることも理解しておく。
 - ③ 分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学し合い、意見交換をしていく。
 - ④ 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていく。
 - ⑤ ストレスに適切に対処できる力を育むために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていく。
 - ⑥ いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、生徒への声かけが適切であるか等を教職員が互いに意見を言い合えるようにする。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組み
 - ① 授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。
 - ② 生徒一人一人の様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにする。
 - ③ 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の授業において具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いを伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒へのいじめについては、隠匿性が高くなり、じめが長期化、深刻化することがある。教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

- 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る等、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。
- 担任や教科担当が気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、毎月の定期的なアンケートを実施（年11回）する。
- (2) 定期的な教育相談の機会として、学期毎に教育相談相談週間を設定する。
- (3) 日常の観察として、学級内のグループの人間関係について気をつけて観察していく。
- (4) 保護者と連携して生徒を見守るために、学期に1回、「いじめのサイン発見シート」を実施する。
- (5) 生徒、その保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年集団として共有する。
- (6) 保護者会等で、「何かあれば担任に気軽に相談してください。」「担任に相談しづらい場合には、直接校長や学年主任に気軽に相談してください。」と校長や生徒指導主事、担任が繰り返すことで、相談体制を広く周知する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導にあたることで再発防止に大切なことである。

- いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導を行う。
- いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任及び管理職に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（校内いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、校長が教育長に報告し、状況に応じて、警察、児童相談所等の関係機関と相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- (2) いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、校内いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ① いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育て行動の変容につなげる。
 - ② 同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動した生徒に対しても、そのような行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。
 - ③ 「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられる。すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒達だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。
- ① 全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人一人の大切さを自覚して学級経営を行う。
 - ② 認知されたいじめ事象について、人権教育の課題とつなげることにより、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。
 - ③ 文化祭、校外学習等は生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、校内いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、人権擁護機関や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、教科「技術・家庭」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ重大事態の対応

- (1) 情報の収集
- ① 校内いじめ対策委員会による「いじめの疑い」に関する情報を収集し共有する。
 - ② 「いじめの事実の確認」を行い、結果を設置者へ報告する。
 - (ア) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - (イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- (2) 発生報告・・・重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長へ報告する。
- (3) 調査・・・校内いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 情報提供・・・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- (5) 調査結果報告・・・調査結果を学校の設置者に報告する。また、希望により被害生徒又は保護者の所見をまとめた文書を添付する。
- (6) 再調査・・・再調査が必要な場合、附属機関を設けて調査を行う。
- (7) 再調査報告

附則 この方針は平成26年12月1日に公布する。
この方針は平成26年4月1日から施行する。
平成29年2月10日一部改正
令和2年3月3日一部改正